

椎の木

SHII-NO-KI



椎の木（目黒区の木）

（上の写真は円融寺）

ブナ科の常緑樹で、目黒区の公園樹や庭木の中で最も多い樹木です。花は初夏、実は翌年の秋に実ります。風雪に耐え、大地に強く根を張った椎は、郷土の自然と、村づくり、まちづくりに励んできた私たちの祖先の勇気をじっと見つめてきたのです。椎は、将来の実りを約束し、明るく住みよい街作りに向けて、力強く、根強く前進する、私たちの目黒区を象徴する木です。

そんな「椎の木」が新しく公益社団法人となった目黒法人会広報誌の名称となりました。

Contents

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 目黒の歳時記 | ⑭ 知ってトクする、話のネタに(16) |
| ② 公益社団法人認定特集 | ⑮ 江戸しぐさ(15) |
| ⑥ 東日本大震災援助募金 | ⑯ 環境対策シリーズ(13) |
| ⑪ 税金豆知識 | ⑰ チェック・インフォメーション |
| ⑫ 都税事務所だより | ⑱ 新入会員紹介／編集子／編集後記 |
| ⑬ 区役所だより | |

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

公益社団法人認定特集

「公益社団法人 目黒法人会」 移行認定にあたり



公益社団法人 目黒法人会
会長 大鷲公弘

この度の東日本大震災において犠牲となられました方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

一日も早く安全で安心な健康生活が確保され、社会生活・経済活動が平常の姿に戻れますことをお祈りいたします。

私たちは、公益法人として50余年にわたり、国民の三大義務

のひとつであります「税」に係る事業を中心に活動してまいりました。新公益法人制度下においても、法人会の輝かしい歴史を継承し、国家、地域社会、地域企業に貢献する公益法人であり続けたい、続けなければならぬとの思いから、平成23年1月19日に公益社団法人認定申請を行い、3月2日に都知事答申、3月25日に認定書をいた

だき、4月1日、「公益社団法人 目黒法人会」として新たにスタートすることになりました。これも偏に役員の皆様、会員各位、目黒税務署、目黒都税事務所のご理解、ご協力、ご支援の賜ものと心より感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

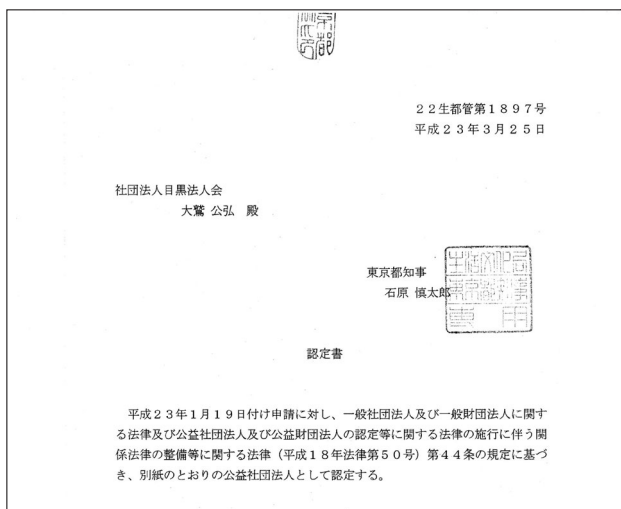
目黒法人会は、地域企業、地域社会に密着した活動を展開しています。国、地方公共団体の根幹ともいえます

「税」に関わる活動はもとより、その組織力を活かして地域社会へ貢献することは法人会の変わらぬ目的であります。

今回の公益法人改革は、法人会の理念に立ち返る絶好の機会であります。税の意義を考え、国民に理解してもらうこと

を通じて、国と社会に貢献するという本来の法人会活動と会の運営を実践していかなければなりません。

これを機会に私たちは、全国の法人会の仲間と共に、なお一層地域社会への貢献に努めてまいりますので、何卒引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



公益社団法人 認定書

「公益社団法人 目黒法人会」移行認定取得について

当会は、平成22年5月25日の通常総会で公益認定移行申請を決議し、平成23年1月19日、東京都に対して、公益認定移行申請を電子申請で行いました。その後、数回にわたる都のヒアリングや、それに伴う申請書細部の修正を行い、3月2日、東京都の公益認定等審議会から都知事あて公益認定が相当である旨の答申がありました。お陰さまで申請から42日間の短期スケジュールにて答申を受けることが出来ました。

これを受けて、3月25日に、石原慎太郎東京都知事の名の「認定書」が交付されました。尚、答申・認定情報は内閣府のホームページ「公益法人インフォメーション」に掲載されています。

4月1日には、移行登記申請（認定後2週間以内）を行い、その後、都（行政庁）と目黒税務署（旧主務官庁）に「移行登記完了届出書」を提出し、都からの認定の公示がなされることとなります。

公益法人とは、学術、技芸、慈善

などの公益（広く社会に役立つこと）を行う法人として、約115年前、明治29年に制度がスタートしました。

100年以上、公益法人制度の抜本的な改革は行われず、世の中の変化とのズレも大きくなっていました。そこで、平成20年12月に「新公益法人制度」が施行されました。

これは民間による非営利の活動を活発にし、民による公益を増進するとともに、官庁（主務官庁）ごとに法人の設立・運営にばらつきがあったことなど、問題の解決を目的としています。

公益認定等を受け活動する法人は、高い公益性が求められますので、地域社会の発展、知識・文化の普及や環境問題の改善など様々なニーズに対して、社会に貢献したいという志のもと、それぞれの特性を活かして取り組まなければなりません。

公益社団法人として以下の3つの要件を満たしていかなければなら

りません。

●要件1

所要の公益目的事業（法人会活動の公益目的事業）として

- ・ 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

- ・ 地域社会の健全な発展を目的とする事業が該当し、それに見合った事業を企画、実施していかなければなりません。

●要件2

その公益目的事業を不特定多数の者の利益の増進に寄与するものとして実施しなければなりません。例えば、税の研修をするときは、一般（不特定多数）の参加も募ることが重要であります。

●要件3

公益目的事業の規模は事業費（支出額）でみて、2分の1以上でなければなりません。

目黒法人会は上記の3要件を勘案のうえ、公益目的事業を次の3事

業といたしましたことをご報告いたします。

- ・ 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

- ・ 地域企業の健全な発展に資する事業

- ・ 地域社会への貢献を目的とする事業

一方で、公益法人には社会的な責任を果たすことも求められており、その活動実績や運営状況について、社会に明らかにしていくことが必要です。また、こうした情報提供は、法人にとっても、公益活動への賛同者を増やす契機となり、寄附（公益法人の寄附者に対する寄附税制の優遇措置）やボランティア活動などの支援の充実に繋がることで、新たな公益活動の原動力にならなければなりません。

一般市民の皆様には、これらの情報に触れていただくことで、自らが共感できる活動に出会い、自らの選択でそういった活動との関わりを模索し、自らの居場所と出番を発見されることを期待しています。

目黒法人会の公益社団法人 への移行に寄せて



目黒税務署長
板垣 勝義

大鷲会長をはじめ、目黒法人会の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成22年分の所得税等の確定申告につきましても、途中、思いもよらない地震災害に見舞われましたが、無事に終了することができました。これもひとえに目黒法人会をはじめとする各税務協力団体のご支援の賜物で

あり、衷心より感謝の意を表したいと存じます。

さて、この度は、念願でありました公益社団法人への移行の手續及び登記が完了されたとの由、心からお祝いを申し上げます。

昭和26年6月に設立された目黒法人会は、昭和50年3月に社団化して以来、長年にわたり「よき経営者を目指すものの団体」として、正しい税務知識の普及

と納税意識の高揚を図るための啓発活動等に熱心に取り組んでこられました。近年では、地域密着型の租税教育や社会貢献活動等の事業展開にも配慮されるなど、活動の幅を着実に広げていただいております。

このように伝統ある目黒法人会が、今ここに、輝かしい公益社団法人としての新たなステージを迎えられることとなりましたことは、大鷲会長、秋元顧問をはじめ、歴代の役員、会員の皆様方並びに事務局の方々の長年にわたる法人会活動への熱心な取組がまさに実を結ばれたものであり、ここに至るまでの多大な御労苦に対しまして、改めて、敬意を表する次第でございます。

この新制度への移行を機に、目黒法人会と私ども税務当局は、協調関係を一層深め、相互信頼の下、更なる発展を図れる良きパートナーでありたいと考えております。

最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済のグローバル化・IT化により大きく変化しております。このような環境の中で、適正・公平な課税及び徴収の実現に向けて、e-TaxをはじめとしたIT化やこれまで税務署内の複数の部署で税目別に行っていた同種の事務を統合して、一体的に処理する「内部事務一元化」の取組など、事務の効率化を進めております。目黒法人会の皆様方には、これまでもe-Taxをはじめ、多分野でご支援を頂戴しておりますが、引き続き税務行政へのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに当たり、公益社団法人として新たなスタートをされる目黒法人会の益々のご発展と会員企業の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

公益社団法人としての スタートに寄せて



目黒区長
青木 英二

目黒法人会が公益社団法人に認定され、輝かしい今日までの歩みをもとしながら、新たにスタートするということ、まさに重要な節目を迎えられますことを、心からお喜び申し上げます。

貴会におかれましては、これまで税に関する研修や経営セミナーなどに取組まれてきましたが、今後は、会員はもとより多くの地域の皆さんのため、公益を増進させる観点から、啓発活動をはじめ様々な税に関する事業などを展開されると聞いております。こ

れらのことは、適切な申告や納税に資する誠に有意義な取り組みであり、区の税務行政といたしまして、大変感謝申し上げます。次第でございます。

今後とも区政の様々な分野に対し、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにあたり、目黒法人会の益々のご発展と、大鷲会長をはじめ役員並びに会員の皆様のご活躍と、ご健勝を心より祈念しお祝いのご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人としての 出発に寄せて



目黒都税事務所長
萱場 明子

このたび公益社団法人の認定を受けられましたこと、心からお祝い申し上げます。

目黒法人会の皆様方には、eLTAXの利用促進をはじめ各種の事業活動を通じて、税知識の普及、納税意識の高揚、申告納税の推進など、都税業務の推進に日頃から格別のご尽力を頂いて参りました。地域の実情に即した、長年に亘るご貢献の蓄積が、このような素晴らしい形に結実したことをお慶び申し上げます。

これからは、今まで培われたご経験を基に、会員の皆様だけでなく不特定多数の都民の方々に対しても、税に関する事業を展開して頂くこととなります。その意味では、公益社団法人になられたことは、貴会の更なる御発展のスタートと言えます。

今後とも都税業務への変わらぬご理解、ご協力をお願いするとともに、貴会が一層飛躍されますようお願い申し上げます。真におめでとうございます。

東日本大震災被災地救援募金（義援金）のお願いについて

平成23年3月11日(金)午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震による被害は極めて広範囲で深刻なものとなりました。被害に遭われた方々の救出やライフラインの確保に国全体を挙げて取り組みが進んでおります。原子力発電所も大きな被害を受け、関東地方などでも計画停電が実施されております。

尊い命を失われた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に関心からのお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を切に願っております。

被災地の気仙沼市は目黒区と友好都市として、目黒区民まつり（目黒さんまつり）等にも多大のご支援・ご協力をいただき親密な関係にあります。

また、宮城、岩手、福島には29の法人会があり、被災に遭われた私たちの仲間であります法人会員もおられることが推察されます。

公益社団法人目黒法人会としては、このような未曾有の危機への対策が万全に行われるよう協力するため、3月16日(水)より被災地救援（義援）募金を実施いたしております。皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。皆様からの救援金は日本赤十字社を通じて全額寄贈させていただきます。

募金方法は、目黒信用金庫本店、各支店に、「目黒法人会東日本巨大地震救援募金 普通口座1106042」専用の振込用紙を用意しておりますので、窓口にてその振込用紙をもらっていただき、必要事項（金額、住所、氏名等）をご記入の

うえ募金手続きをお願い致します。目黒信用金庫本支店からの救援募金振込手数料は無料です。

但し、他銀行等からのお振込みの場合は、「目黒法人会東日本巨大地震救援募金 目黒信用金庫本店 普通口座 1106042」宛お願いします（恐れ入りますが振込手数料はご負担をお願い致します）。

寄付者一覧表を作成の上寄贈いたしますので、匿名希望の方は、振込用紙の通信欄にその旨を明記下さい。物資はお受けできませんので、ご了承下さい。

1 救援募金受付期間…平成23年3月16日(水)から

2 救援募金方法…目黒信用金庫本店、各支店窓口の専用振込用紙または

「目黒法人会東日本巨大地震救援募金 目黒信用金庫本店 普通口座 1106042」宛にお振込みをお願い致します。

（註）公益社団法人目黒法人会「東日本巨大地震救援募金」は、地方公共団体に対する寄附となります。

会社が支出する寄附金は全額が損金算入の対象となり、個人の方が支出する寄附金は寄附金控除の対象になります。

公益社団法人 目黒法人会

お問合せは…公益社団法人 目黒法人会事務局

東京都目黒区中町2-43-17

電話 3712-9588

91	イデ イサム	120	第一精機(株)	149	東邦工業(株)
92	(株)リバティヒル	121	橋永金属(株)	150	東邦工業(株)社員一同
93	(有)橋パイプクリニック	122	ニンブルハウス(有)	151	富士精密電機(株)
94	(株)クリヤマススポーツプロモーションズ	123	小川建設(株)	152	(有)碑文谷商店
95	松永木材(株)	124	双葉建設(株)	153	東横商事(株)
96	(株)高崎ラヂエーター工業	125	久喜鋼管工業(有)	154	黒姫断熱(株)
97	(有)セイコースクリーン	126	ワカヤマ サトル	155	神山建物(株)
98	ハットリ トシオ	127	ユ) アダチショウジ	156	(株)石福
99	(有)ティ. エム. ワイ	128	(有)アイカ	157	(株)五十嵐建設
100	磯部 暁	129	日本ケーブル・ネットワーク(株)	158	(株)白川電機製作所
101	安立計器(株)	130	フレンド自動車サービス(株)	159	クリーン工業(株)
102	相馬 熊郎	131	(株)東洋ハイドロエレベータ 横浜本社	160	(有)みずほ開発設計社
103	(株)渡辺電機製作所	132	三栄建商(株)	161	ハスイ ヒロユキ
104	東京米油(株)	133	(株)目黒総合保険センター	162	目黒税務署幹部職員有志
105	(有)新東京防災	134	オオヌキ タエ	163	渡辺 雅和
106	萩原繊維工業(株)	135	シザワ エイチ	164	(株)クレオ
107	中山 昌彦	136	(株)山田電機製作所	165	大橋ビルサービス(株)
108	(株)アクト綜研	137	(株)宮本工務店	166	(有)エス・ケイ・ワイ
109	(有)サンライン	138	オガタ コウ	167	(株)城南展望社
110	イトウ ヨシロウ イトウ	139	ゴトウ ヨシオ	168	吉田 久
111	折田 和政	140	(株)環境計画研究所	169	遠藤 一作
112	(株)椎橋商店	141	(有)川名興業	170	小川 加津代
113	折田 清一	142	ジョウナンビジネス	171	中島 知子
114	(有)メグロウッドコーポレーション	143	コガワ ツトム	172	(株)敦岡
115	椎橋 道利	144	(株)東京電器研究所	173	片渕 茂治
116	(株)オーワークス	145	オオバ ショウタ	174	太洋車輛器材(株)
117	イシノ トシオ	146	(株)三興商会	175	(有)蜷川製作所
118	シンエイホーム(株)	147	山寺食品(株)	176	(株)出口屋
119	(有)漆原商店	148	匿名		

※お名前を漢字で表記すべきところですが、通帳への記帳がカタカナのため個人名のほとんどはカタカナ表記とさせていただきます。

義援金総額（平成23年4月8日現在）

¥ 7, 7 2 7, 5 2 0

東日本大震災 救援募金にご協力をいただきまして ありがとうございました。

募金にご協力をいただいた方々のお名前を下記のように列記させていただきます。

手続順（平成 23 年 4 月 8 日現在）

（敬称略）

1	ニノミヤ サヨコ	31	(株)高林組	61	タカハシ タツヤ
2	タマル シゲカタ	32	(有)三楽	62	タカハシ ミエ
3	(株)北川商会	33	モリ シュウジ	63	タカハシ エミコ
4	(有)パンネットジャパン	34	武山商事(株)	64	(株)吉井製作所
5	大和木材(株)	35	(株)大和電設	65	ヨシイ トモエイ
6	(有)久保ビル	36	ナカムラ ヨウコ	66	(株)東式企画
7	秋元 久雄	37	(有)インナミ製作所	67	(株)大沢商店
8	(株)グランリーブル	38	日東香料(株)	68	モリタ コウ
9	ハシグチ チエ	39	阿部工業(有)	69	(有)アサガ商事
10	イシカワ ジュンコ	40	(有)天保興業	70	(有)信栄パートナーズ
11	(株)ミルフォードプランナー	41	東海造船(株)	71	(株)小西製作所
12	エーエムアール(株)	42	(株)オクスミ商事	72	キクチ マサヨ
13	(株)フィール・アド	43	タイヨー物産(株)	73	(株)グランド
14	(株)ミリオン	44	(株)青木工務店 青友会	74	(有)ノザワ
15	(株)拾八	45	古川計装(株)	75	(有)光隆社
16	デイサービスセンター	46	(株)青木工務店	76	ヨシカワ ススム
17	(株)朋園	47	(株)パルスエンジニア	77	オオバヤシ タカヒロ
18	(株)東都設計	48	青木 茂	78	(医) 社団 一心会 月本眼科
19	トグチ セイイチ	49	(有)川口工業所	79	(有)二葉精機
20	(株)三上工業所	50	須賀自動車(株)	80	ピップス(株)
21	(有)廣田工務店	51	協栄興業(株)	81	ゼネラルボンド(株)
22	(有)原板金工業所	52	イイムラ ヒサコ	82	ショウジ ヒロユキ
23	(株)小林美研	53	(株)飛竜企画	83	(株)栃木屋
24	旅荘 秋元	54	(株)深澤商会	84	(有)加藤機械研究所
25	角丸建設(株)	55	日栄商工(株)	85	(株)ジェーエスディー
26	シンクエンジニアリング(株)	56	加藤 紘太. キヨウ	86	(有)メルシー
27	(株)鎬木本店	57	加藤製函(株)	87	弥代産業(株)
28	(株)ダブルフェース	58	コウノ ツトム	88	三協(株)
29	松栄興産(株)	59	オカモト アキコ	89	東横乳業(株)
30	(株)泰成企画	60	テラサワ ケイシ	90	堀井商事(株)

「東日本大震災」関連の融資制度等

融資制度	ご利用いただける方	融資限度	融資期間	利率（※1）	特徴（優遇措置）
災害貸付	・被災された企業と取引（販売・仕入れ・外注）のある方	7,800 万円	10 年以内	2.25%	◆融資限度を 3,000 万円上乗せ（通常は 4,800 万円） ◆担保・第三者保証人の提供がなくても、利率の上乗せなし（通常は 0.65 %上乗せ） ◆運転資金でも融資期間が最長 10 年
	・被災された企業と一定以上の取引のある方（※2）	うち 1,000 万円	10 年以内	1.35% 4 年目以降 2.25%	◆利率を当初 3 年間 0.9%引下げ
セーフティネット貸付	・計画停電等の影響で売上が 5%以上減少している方など	4,800 万円	8 年以内	2.40% 4 年目以降 2.90%	◆利率を当初 3 年間 0.5%引下げ ・売上 5%以上減少など：▲0.3% ・雇用維持・拡大：▲0.2% ※「利率」は、担保・第三者保証人の提供がない場合（提供がある場合は、1.75%（4 年目以降 2.25%））

（※1）「利率」欄には、融資期間が 5 年以上の利率を記載

（※2）経済産業局から間接被害の証明を受けられた方が対象（証明の発行手続きは、公庫各支店が窓口）

この他、「**中小企業の会計**」（*）を適用している方（今期の決算で適用する方も含みます）は一般貸付または特別貸付のうち、どの融資制度を利用されても、**各融資制度の適用利率から 0.2 %を低減**できます。

（*）「中小企業の会計」とは、日本税理士会・日本商工会議所等により策定・公表された『中小企業の会計に関する指針』です。

「中小企業の会計」を適用している方は、顧問税理士等が署名・捺印した「確認書」（公庫所定の様式）が必要です。

日本政策金融公庫 五反田支店 国民生活事業 TEL 03-3490-7321

平成22年度社会貢献事業ご協力企業（平成22年4月～23年3月） 使用済切手・テレフォンカード、書き損じはがき回収で協力いただいた方々

会 社 名	会 社 名	会 社 名
(株)アサヒ電機製作所	(有)西山商店	(株)アクト綜研
東工業(株)	(株)ニュートン	(株)近代商事
(株)石福	(株)フィール・アド	秋角商事(株)
(有)漆原商店	豊和自動車(株)	(有)喜久屋鷺塚酒店
大宮糧食工業(株)	堀井商事(株)	京浜商工(株)
小川エステート(株)	(有)メグロウッドコーポレーション	(株)グランリーブル
協栄興業(株)	目黒信用金庫本店	(有)パネットジャパン
協和印刷工業(株)	目黒信用金庫上目黒支店	(株)北川商会
(有)久保ビル	やまう(株)	(有)インナミ製作所
(株)ササキ工務設計	(宗) 祐天寺	高橋建設(株)
三協(株)	渡辺印刷(株)	(有)鈴木瓦店
(有)T I P ライフサポート	(株)渡辺電機製作所	(株)五十嵐建設
(株)東式企画	工藤 鎮夫	(有)ウッドビルサービス
東横商事(株)	目黒区役所北部事務所	
二幸建設(株)	目黒区中央体育館	

上記以外、事務局に匿名でご寄付いただいた方々にも感謝いたします。

法人会では使用済切手・テレフォンカード、書き損じはがきを集めています。少量でも構いません、ついでのときに事務局にお持ち下さい。また、「目黒地域福祉のつどい」女性部会バザーには多くの方々から様々なものをご提供いただきました。ありがとうございました。



税の豆知識

東北地方太平洋沖地震に係る 義援金等に関する税務上の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を支出した場合の税務上の取扱いは、次のとおりとなります（義援金等の寄附先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。）。

1 個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い

個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。（所法 78 ①②）

特定寄附金



寄附金控除の対象

特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることになります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} \right] - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注）特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40% 相当額が限度です。

「特定寄附金」には、例えば、次に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO 活動支援のための募金」（平 23.3.15 財務省告示第 84 号）として直接寄附した義援金等
- ⑤ ① から④ 以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

2 法人が義援金等を寄附した場合の取扱い

法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。（法法 37 ③）

国等に対する寄附金

指定寄附金



いずれも、
支出額の全額が損金算入

「国等に対する寄附金」には次の①、②、③又は⑤に掲げる義援金等が、「指定寄附金」には次の④に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO 活動支援のための募金」（平 23.3.15 財務省告示第 84 号）として直接寄附した義援金等
- ⑤ 募金団体を経由する国等に対する寄附金

（注）① から⑤は、「1 個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い」に記載した①から⑤と同様です。

（国税庁ホームページより抜粋：詳細は国税庁ホームページをご覧ください。）

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税について、eLTAXを利用した電子納税も行っています。

東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出 ○申告書の提出期限の延長の承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 ○都民税（均等割）免除申請 NEW （平成23年4月開始）	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	
電子納税	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	

<利用手続についてのお問い合わせ>

【**eLTAX** ホームページ】 <http://www.eltax.jp/> **エルタックス** **検索** 

【**eLTAX** ヘルプデスク】 0570-081459（IP電話・PHSをご利用の場合：03-5765-7234）
月～金 午前8時30分～午後9時
（土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く）

<申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ> ※主たる事務所等が目黒区内にある場合

【法人事業税・都民税】 渋谷都税事務所 電話 03 (3463) 4311（代表）
【事業所税】 新宿都税事務所 電話 03 (3369) 7151（代表）
【固定資産税（償却資産）】 目黒都税事務所 電話 03 (3715) 1111（代表）



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

4月から固定資産税にかかる土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

- ◆縦覧期間 平成23年4月1日（金）から6月30日（木）まで（土・日・休日を除く）
- ◆縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- ◆縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

平成23年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区内で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿※）

※所有していない資産の縦覧帳簿はご覧いただけません。

（注）納税通知書は6月1日（水）に発送予定です。



東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時等の「本人確認」を厳格に行っております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】※目黒区内に土地・家屋を所有する納税者の方
目黒都税事務所固定資産税係 電話 03 (3715) 1111（代表）

中小企業融資あっせん制度

問 商工相談所 Tel 5722-9880 (予約制)

① 小口零細企業資金融資

- ・ 利子補給 (経営支援適用者) ～当初3年間は全額補給します
- ・ 信用保証料 (経営支援適用者) ～9割を補助します
- ・ 据置期間の延長 (6ヵ月から1年) を継続します
- ・ 預託金を増額します

② 経営安定資金特別融資

- ・ 利子補給 ～当初3年間は全額補給します
- ・ 信用保証料 ～9割を補助します
- ・ 通年受付を継続します

ビジネスサポート事業

問 産業経済課 中小企業振興係 Tel 3711-1134

専門家による助言や企業診断を希望する事業所に、中小企業診断士などの専門家を派遣します。

経済不況が続く、厳しい経済状況にある区内の中小企業の皆さんを支援するため、区では今年度も独自の緊急経済対策「暮らしサポート23」を継続して実施します。
お気軽にご相談ください。

まずは、お電話で
ご予約ください
(商工相談所)



区役所だより

目黒区の緊急経済対策 (暮らしサポート23)

中小企業を支援します

問 産業経済課 経済・融資係
Tel 5722-9879

産業振興 ビジョンを 改定しました

13年3月に策定した目黒区産業振興ビジョンは、計画期間の終了にあわせ、経済のグローバル化、情報通信技術の高度化、少子高齢化の進展や、中国・インドなどの急成長による生産拠点の海外移転など、環境が大きく変化していることなどを踏まえて改定しました。計画期間は平成23年度からおおむね10年です。このビジョンに基づき、区内産業の発展に取り組んでいきます。

問 産業経済課 経済・融資係
Tel 5722-9879

基本理念

危機から創造へ

人を生かす産業創造のまち・めぐろ

産業振興の基本戦略

自治体としての緊急対応
「セーフティネットの充実」

目黒区の特性を生かした産業振興の展開
「技術・知識の活用」
「地域資源の活用」

産業振興の基本方針と産業施策展開内容

地域産業の安定した発展

- 地域セーフティネットの充実
- 経営改善への取り組み
- 技術継承者のスキルアップなど

市場・価値創造力の強化

- 企業情報データベースの充実
- 新産業の創出
- 担い手の確保など

高付加価値型製造業の育成

- 技術開発の推進
- 共同開発の取り組み
- 新市場の創造

地域魅力の創造

- おしゃれな地域の一層の魅力向上
- 魅力のあるイベントづくり
- 観光情報の収集と発信など

地域の核となる商店街の形成

- 安全・安心の商店街づくり
- 地域密着型の商店街づくり
- 顔の見える商店街づくりなど

○ 産業振興ビジョン全文はホームページでもご覧になれます。

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

知ってトクする、話のネタに (16)

今どき巷で流行るモノ



目黒たまこ
(祐天寺在住)

MBO

経済ニュースで目につくようになった単語のひとつにMBOがあります。これは企業の合併・買収のひとつで「マネジメント・バイ・アウト management buy-out」の意味。経営陣（あるいは従業員）が所属している企業や事業部門を自ら買収して独立することを指します。日本では90年代後半から徐々に知られるようになった手法ですが、このところ、増えたのには2つの理由があります。

ひとつは経営陣が自社株を買取り、非公開にすることで敵対的買収に対するリスクを減らすこと。そしてもうひとつは経営を自由にコントロールできるようにすることで、経営の機動性を高めることです。もちろん、良いことばかりではなく、経営に対するチェック機能が低下する、資金調達の手段が限られるようになるなどのデメリットもあると言われており、最近MBOでニュースになった企業（幻冬舎等）の今後、経営者として気になりますね。

古民家再生

社会が高齢化しているように、住宅、建物でも高齢化が進んでいます。以前であれば取り壊して、建て直しが当たり前でしたが、新しくするばかりが能ではないと、ここ数年、古い建物に手を入れ、再生して使おうという動きが出ています。

目黒区でも中目黒の商店街を注意して歩けば、建物自体は古いけれど内装は新しい、あるいは古い雰囲気わざと残したような店舗も多数。たまこの地元、祐天寺でも駒沢通り沿いの煙草屋さんがしゃれた雰囲気



古き町に新しい店。目黒区駒沢通りと祐天寺の角に再生された民家。チェックしてみてください

に再生され、雑誌でも取り上げられています。京都の町家をカフェやレストランなどに再生する動きはだいぶ以前からありましたが、そこまで歴史のある建物でなくても、使い方によっては十分魅力的になるということなのでしょう。

古い建物をお持ちの方はこうした動きを見つつ、所有不動産の活用を考えてみるのも手かもしれません。

フェイスブック元年

アメリカではすでにインフラとして当然あるべきものと位置づけられているフェイスブック。1月の、創業者を主人公にした映画公開を受け、2011年は日本のフェイスブック元年と言われるほど利用者が急増、使えるようになってきました。

フェイスブックはミクシイやグリーののようなソーシャルネットワークサービスのひとつで、他と異なり、実名登録が基本。ファンページを作ること、広告に利用すること、もできるため、企業の利用も増加傾向に。

たまこも2009年8月に海外の友人に勧められて始めましたが、当初は利用している知り合いが少なく、長らく放置状態でしたが、ここへ来て一気に友達増加。使い勝手も日々良くなっていますし、利用法についての雑誌記事や書籍なども何冊か出版されています。それほど難しいものではありませんから、関心ある方はお試しあれ。

臭気判定士

人間関係が希薄に、住まいの構造が複雑になっているからでしょうか、近年、臭いトラブルが増加しています。そこで、どこから、どんな臭いが発生しているのか、防ぐためにはどうすれば良いかなどを調査、判定、対策を考えてくれるのが臭気判定士。あまり知られていない仕事ですが「臭気判定士」と「臭気対策アドバイザー」は国家資格。平成21年3月31日現在で、全国に3082名いらつしやう、今後はもっとニーズが増えることが予想されます。

ちなみに受験資格は18歳から。資格取得には嗅覚測定法や人間の嗅覚生理に関する知識、さらには統計学や、悪臭防止行政における臭気対策など、幅広い知識が必要ですが、嗅覚自体は正常であれば良いのだそうです。チャレンジしてみますか！

江戸しぐさ考 (15)

ことわざ・あつちこつち

一. こつち

「渡る世間に鬼はない」

こつち、つまり江戸のことを、こう言っていた。これに対して、江戸以外のことを、川むこう、略して、むこうと呼んでいた。

江戸の寺小屋では、コトワザも、こつち、むこうとわけて教えていた。

江戸ッ子は、こつちのコトワザで生きてゆけといわれていた。

この「渡る世間に鬼はない」も、そのひとつ。江戸ッ子の親切で、人なつこい気風も、こうして育っていた。

江戸は、だから、ダレにでも気やすくつきあえた。

連帯感の強い江戸ッ子根性ができた。

ところが明治になって、江戸が破壊すると、コトワザもちゃんぽんになった。人の気持ちも、入りまじってしまった。

最近では、むこうのコトワザで育った人がふえたせい、赤電話ひとつ

かけるにも、互いに、相手を敵視しあうようになった。

こうなると、どこの人も公平に受け入れ、暮らし良かった江戸の気風もうすれて、東京は、住みにくい巨大な一地方都市になってしまいそうな気がする。

むこう

「人をみたらドロボーと思え」

徳川幕府は民百姓の一揆を、極端におそれたらしい。クーデターを警戒したのであるが、そういう物騒ぎなことを未然に防ぐには、互いに泥棒と思わせて、相互不信の念をいだかせておくに限る、ということになって、向うには、こういうコトワザを教えたのだ、と識者は説明する。

と、最近、あるテレビの番組で、泥棒の事を放送していた。そのなかで二回泥棒にはいられたという人が「東京も変わりましたよ、10年ほどまえ、最初にやられたときは、一声「ドロボー」といったら、近所のひとや通りがかりの人たちまで10人20人とあつまってくれて、にぎやかな泥棒

(有)パンネットジャパン(大橋)

代表取締役 和城 いせ

さわぎになりましたが、今度は、声を出しても、ダレ一人、協力してくれませんでした。」とつくづく語っていた。

みず知らずの人は、もちろん、仲間や友達まで、信用できないという気風が、蔓延したのは、川に高速道路がかかって、むこうとこつちの、境目がなくなつたためであろうか。

コトワザは、ところ変われど、品かわらなくなつたか。

(江戸しぐさの名つけ親・芝三光斯の遺し文から抜粋)

——もうすこし追加しましょう。

二. こつち

「馬鹿は風邪をひく」

うがい・手洗い・睡眠不足等を注意すればある程度未然にふせぐことができる。やらないから風邪をひくということ。

むこう

「馬鹿は風邪をひかない」

こう言って差別していたようです。無茶をしても大丈夫ということ。

三. こつち

「口約束はやぶれない」

ひとの信用は、現在使った言の葉と考えた。

むこう

「書付を大切にす」

書いてあるものは過去のもの、いつでも読めるので価値は薄い。

四. こつち

「十年たてば本物」

十年たつて本物の第一歩

むこう

「十年一昔」

過ぎ去った日々は古い。

このように、考え方の比較はおもしろいですね。

(みんなのマナーとルール・イラスト 和城伊勢監修から)



環境対策シリーズ(13)

環境植物ケナフが地球を救う

— 体験教室から産業へ —

後編

新しいケナフ・
エコパルプの製造

ケナフパルプの製造は、従来、木材と類似の化学薬品を使う蒸解法で行い、漂白剤で脱色させる方法であった。皮の繊維は容易にパルプ化するが、芯は硬く細かくて接着成分が多いので過酷な条件が必要になる。つい皮だけを使うことになる。そこで、何とか、皮の2〜3倍もある芯を捨てずに皮と一緒に、環境に優しい条件でパルプにできないかと考えていた時、体験教室で熱い薬液で子どもが火傷したのを目撃し、薬品を除くことを考え、思考錯誤の末、薬品を抜いても細い茎や枝はパルプになる事が判り、その時から薬品抜きにした。使うのはミキサートハサミだけ。ケナフの茎をハサミで裁断し、ミキサーに入れ水の中で解繊しパルプをネットのことで洗う。この作業を繰り返すと自然色のパルプができる。繊維が長い時は、ハサミで更に細断する。この方法は子どもの環境体験教室のモデルになった。葉



バングラディッシュの子どもとケナフ

も葉柄も根もこの方法でパルプになり、全茎も全草も紙にできる。

日本の子ども達だけでなく、東南アジア（スリランカ／バングラディッシュ／カンボジャ／ネパールなど）の子ども達との作業もこの方法でケナフ紙づくりをした。皆、夢中になり、大人まで感激してくれた。特に、ネパールへは10数回訪れ、子ども達と話合い「子どものためのケナフ・トレイニングセンター」を設置する事にした。どの国も、工場設置を希望している。日本の「栃木の鬼怒川工場」は、モデル工場になる。産業的には、「大善式ギミック法」を使い裁断したケナフに水を加えてゆつくりと練る。圧力（2〜4気圧）を掛けると内部が自家発熱（98度前後）を

特定非営利活動法人日本ケナフ開発機構

（神奈川大学名誉教授 理学博士）

理事長 釜野 徳明

起こし、蒸解が容易になる。皮と芯の物性の異なる繊維が良く混ざり、絡み合う。このパルプを精製すると、漂白せずに自然色のパルプが得られる。この釜野式ケナフパルプ化法を使うと、薬品を用いる従来法の2倍以上のパルプが得られ、ケナフが吸収した二酸化炭素を効率良く紙として固定化できる。しかも、この方法は若い生ケナフがもつとも有効であり、年に数回栽培できる。



ケナフの紙すき（ネパール）

自分たちのケナフがノートになった
（ネパールの子もたち）

栄光を目指して

これから、実生活に密着した、市民に愛される様々なケナフ・エコ製品を作りたい。今まで手提げ袋・ランチョンマット・トイレットペーパー・うちわ・小箱・しおり・ノートなどを作った。安全・安心な紙製品なので、壁紙・紙おむつや薬品の箱とか、ペット用の紙製品などにも利用できる。食品・果物・海産物などの包装・トレイにも応用できる。新しい素材であり、家屋の内装・外装材やそれらの添加補強材にも利用できそうだ。更に、このケナフ・エコパルプは、それ自体、添加剤なしに加熱・圧搾すると従来のボードの何倍も強い、角にも丸みにも絶えられる薄く軽い強靱な板ができる。どうやら、工芸品・芸術品がケナフからできそうである。また、国内の休耕地・休耕田を利用することで、地域の活性化・街づくりが可能になる。雇用につながり、若者にも夢と希望を与える事ができる。海外の国々、特に東南アジアの諸国は、釜野式のケナフ・エコパルプづくりの工場設置を望んでいる。年明けに仲間がマレーシアへ行くことになった。ネパールの国では、「子どものためのトレイニングセンター」設置を望んでいる。栃木工場は、モデル工場である。皆で力を出し合い、新しい未来を築き上げたい。【完】

日本ケナフ開発機構（本部）
〒153-0041
目黒区駒場 3-4-14
TEL 03-5939-8137
Fax 03-5939-8174
E-mail:
nihon_kenaf@nifty.com
URL:
http://www.nihon-kenaf.or.jp

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局（TEL：3 7 1 2－9 5 8 8）までお問合せ下さい。

最新のイベント情報は、当会のホームページ（<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>）をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般（厚生年金、健康保険、労働保険など） ・経営・金融など相談全般
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	4 月 22 日(金) 13 時 30 分	目黒税務署	新設法人対象（会員不問）税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) をご覧下さい。
	6 月 23 日(木) 13 時 30 分		
	8 月 26 日(金) 13 時 30 分		
	10 月 24 日(月) 13 時 30 分		
	12 月 6 日(火) 13 時 30 分		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	4 月 15 日(金) 14 時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象（会員不問） 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
	5 月 27 日(金) 14 時		
	6 月 16 日(木) 14 時		
	7 月 4 日(金) 14 時		
	8 月 22 日(月) 14 時		
フィットネス ライフ・スクール (月 4 回開催) (受講料 8,400 円 / 月)	5 月 10 日(火) 16 時	法人会館 (誰でも参加自由)	貴乃花親方 考案・監修「貴流運動法」 「四股」は内股の筋肉と股関節を強靱にし、安定した下半身を作るだけではなく腰や膝に掛かる負担を軽減、ケガ防止
	5 月 17 日(火) 16 時		
	5 月 24 日(火) 16 時		
	5 月 31 日(火) 16 時		
経営セミナー 利益が残る会社 くり極意シリーズ (3) (あの会社はなぜ利益を出し続けるのか)	5 月 11 日(水) 13 時 30 分～	法人会館 (誰でも参加自由)	・どんなに完璧な組織を作っても、新しい手法を導入しても、それを活かす人を得なければ成果は上がらない。 経営幹部を支える幹部の意識がみるみる高くなる極意をお伝えします。
フィットネス ライフ・スクール (月 4 回開催) (受講料 8,400 円 / 月)	6 月 7 日(火) 16 時	法人会館 (誰でも参加自由)	貴乃花親方 考案・監修「貴流運動法」 「四股」は内股の筋肉と股関節を強靱にし、安定した下半身を作るだけではなく腰や膝に掛かる負担を軽減、ケガ防止
	6 月 14 日(火) 16 時		
	6 月 21 日(火) 16 時		
	6 月 28 日(火) 16 時		
源泉税 基礎研修会 (1) (誰でも参加自由)	6 月 15 日(水) 14 時～	目黒信用金庫本部 4 F 集会室	・講師：目黒税務署 源泉審理担当官 ・内容：「知っておきたい非居住者・外国法人に対する源泉徴収の取扱い」
源泉税 基礎研修会 (2) (誰でも参加自由)	6 月 22 日(水) 14 時～	目黒信用金庫本部 4 F 集会室	・講師：目黒税務署 源泉審理担当官 ・内容：「実務に役立つ租税条約入門講座」
通常総会	5 月 23 日(月) 16 時 30 分～	目黒雅叙園	公益社団法人目黒法人会 第 1 回通常総会

※上記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せ下さい
※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは
公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いします。FAX：3 7 1 2－8 8 2 9 TEL：3 7 1 2－9 5 8 8
(他会会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書（コピーしてお使い下さい）

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名：

TEL

FAX

お申込会社住所：

E-mail:

新入会員紹介

第 12 支部

センチュリー 21 リブレット

不動産、仲介、管理、売買、賃貸

自由が丘駅 1 分
目黒区自由が丘 1-2-11

Tel:03-5701-5588
Fax:03-5701-5598
メール: info@livlet.co.jp
HP: http://www.livlet.co.jp
代表者 富山 金弥



第 8 支部

株式会社 モリコー

自動押印機、自動投入機、
工業用インクジェットプリンター製造・販売

大正 13 年以来、郵政省を始めとし、食品・製菓・化粧品等の製造年月日・ロット番号の押印機械製造を行なって参りました。弊社の持つ幅広い経験をご活用頂きますようご愛顧お引立て賜りますようお願い申し上げます。

東京都目黒区目黒本町 2-16-14
Tel:03-3711-5511 Fax:03-3711-5517
メール: info@morico.co.jp
HP: http://www.morico.co.jp/
代表者 森 由紀夫

第 10 支部

株式会社 エムエチケワールドフーズ 懐石料理 塚越 城南支店

懐石料理・精進料理・各種仕出し料理

吟味された素材の旬の味と、長年受け継がれた職人の美味への探求が創り出す和の伝統を「塚越」がお届けいたします。

目黒区原町 1-32-10-1
Tel:03-5768-1385
Fax:03-5768-1386
E-mail: jyounan@tsukagoshi-mhk.jp
代表者 塚越 章雅

第 5 支部

有限会社 ホーム・ミール

惣菜・弁当製造販売、
その他食品・ワインなどの酒類販売

当店では「家庭の味」を第一に、女性のためのキッチンスタッフによって、決め細かいお弁当・お惣菜づくりを行っております。デリバリーも承ります。

目黒区下目黒 5-18-21
Tel & Fax: 03-3793-2255
代表者 谷田部 公宗

編集後記
公益社団法人の認定に伴い、目黒法人会の広報誌の名称が「椎の木（しのき）」になりました。記念すべき「椎の木」第一号は作成に携わったみなさまの知恵が結実したものです。広報「法人めぐろ」と同様に広報「椎の木」をご愛顧くださいませ。

(I・W)

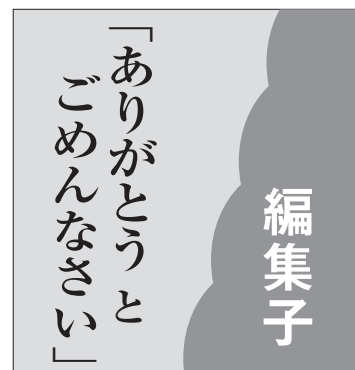
「ありがとう」。簡単な言葉だが照れ屋の多い日本人にはまだまだすぐには出難い言葉だ。レストランでもファミレスでも水が出た時に「ありがとう」。この言葉を使うだけで水を運んで来る人も笑顔にしてしまう魔法の言葉だ。家庭でもお茶を入れてくれた人に「あ

りがとう」。お客様にはもちろん、仕入先にも「ありがとう」。ありがとうと言われて悪い気がする人はいないであろう。

「ごめんなさい」。この言葉が素直に言えずに些細なことでトラブルに発展してしまったことはないであろうか。「ごめんなさい」と心からの反省と謝罪は頑なな人の心をも溶かす時がある。

海よりも深い心で感謝し、空よりも広い心で赦しあえば、この世の中ももっと明るく楽しくなると思う。私は本気でそう思っている。そんな大人に私はなりたい。

(S・I)



 目黒法人会員

 目黒法人会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

会社と社員の 明日の安心 一歩先へ



退職金制度の確立で

従業員の確保・定着化と勤労意欲の向上に寄与します。

制度の 特色

- 東京都所在の事業所であれば、その従業員を加入させることができます。
- 毎月の掛金支払で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- 毎月の掛金は、全額が損金または必要経費に算入できます。
- 掛金は、従業員1人につき1口1,000円で最高30口まで任意に設定できます。

加入者の声

① (杉並区 A様)

私の会社が制度に加入して12年になります。社員も7名おります。不景気の影響で経営は厳しいですが、毎月少しずつ積み立てることができる退職金制度のお陰で、従業員にも安心して仕事をしてもらっています。大切な従業員のためにも、これからも継続していきたいと思っています。

② (大田区 B様)

社長に言われて特退共を導入して23年になります。総務担当者として、日々資金繰りや人事管理に苦労していますが、従業員の労働環境を守っていくことの大切さを痛感しています。でも、特退共に加入していることで、その一端は実現できていると思います。

③ (多摩市 C様)

私どもの会社では、今年、定年退職を迎える社員が3人おります。一度に多額の退職金を支払うのは難しい面がありますが、特退共に加入していたお陰で、資金繰りの心配もなく退職金を支払うことができます。長く支えてくれた社員への感謝の気持ちがこの退職金です。

《資料請求・お問合せは》

TTK 財団 東法連特定退職金共済会
法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL.03-3357-1641 FAX.03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

死亡保障
高度障害保障
後遺障害保障
傷害医療費用保障
休業保障
入院保障
手術保障
通院保障
放射線治療保障
疾病治療費用保障
疾病入院療養一時金保障
事業承継相談費用保障

難攻不落

経営者さまを取りまくリスクは一つではありません。
多くのリスクに対応するためにはいくつもの保障が必要です。
重責を担う経営者さまを守る、
数々の安心を一つにまとめた総合保障をぜひお役立てください。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン 総合型 21

引受保険会社 **DAIDO 大同生命**

渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷野村ビル3F)
TEL 03-5489-6800



AIU保険会社
エイアイユー インシュアランス カンパニー

東京第一ISオフィス/東京都新宿区西新宿1-26-2(新宿野村ビル34F)
TEL 03-5320-2561

<http://www.aiu.co.jp/>

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料率の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合せください。(2010年3月現在)

F-21-1035①(平成22年2月26日) A-000131 H